



令和5年度 第55回

社会保険労務士試験 解答・解説

※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

選択式 解答一覧

【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	①	2年
B	⑯	遅滞なく
C	⑳	労働からの解放
D	⑦	1トン
E	⑮	その就業を禁止

根拠条文/A：法115条、B：最判昭57.3.18此花電報電話局事件、C：最判平19.10.19大林ファシリティーズ事件、D：法35条、E：法68条

【問2】労働者災害補償保険法

A	⑱	療養
B	⑦	4
C	②	100分の60
D	⑩	健康診断
E	⑭	賃金

根拠条文/A～C：法14条1項、D・E：法29条1項3号

【問3】雇用保険法

A	⑳	通所手当
B	⑥	40日
C	⑯	通算して26日
D	⑱	通算して60日
E	③	10月31日

根拠条文/A：則56条、B：則57条1項、C：法45条、D：法54条1号、E：行政手引50286

【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	⑰	本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかった
B	⑧	知ることができず、また知ることが期待できないような事実であつて
C	③	3
D	⑳	労働基準法
E	⑫	都道府県労働局長

根拠条文/A・B：昭54.7.20大日本印刷事件、C：派遣法35条の3、D：労基法120条1号、平20基発0701001号、E：最賃法7条

【問5】社会保険に関する一般常識

A	⑧	3年
B	⑩	40歳
C	⑱	財政の均衡を保つこと
D	⑬	10,000円
E	②	5.5

根拠条文／A：船保法69条5項、B：高確法20条、C：確給法57条、D：児手法6条1項1号、E：令和4年版厚生労働白書348頁参照

【問6】健康保険法

A	⑭	厚生労働大臣
B	⑧	12か月
C	⑫	140,100円
D	⑰	通算されない
E	③	98

根拠条文／A：法5条2項、B：令42条1項1号、C：令42条1項2号、D：昭59.9.29保険発74号・庁保険発18号、E：法102条1項

【問7】厚生年金保険法

A	⑯	地方厚生局長
B	⑰	地方厚生支局長
C	⑫	障害基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金
D	②	0.2%の引下げ
E	⑤	1年

根拠条文／A・B：法100条の9第1項・2項、C：法47条1項、58条1項等、D：法43条の5第4項、E：法67条1項

【問8】国民年金法

A	①	教育及び広報
B	⑦	相談その他の援助
C	⑳	利便の向上
D	⑰	必要な給付
E	②	国籍

根拠条文／A～C：法74条1項、D：法2条、E：法7条1項

※【問3】雇用保険法「D」の正解肢については、「⑧60日」を入れても規定の内容としては正しいと言えるため、疑義が残る問題ですが、問題文に「雇用保険法第54条」を引用していることが明記されていることから、条文上の表記である「⑱通算して60日」を正解として掲載しています。

択一式 解答一覧

■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	E	A	B	A	C	C	E	D	A

■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	A	B	C	C	D	A	C	A	E

■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	D	E	C	C	D	D	A	B

■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	C	C	A	B	C	A	C	D	C

■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	E	C	E	B	D	E	E	E	D	C

■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	B	A	E	D	C	D	D	E	B

■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	A	E	D	B	A	C	D	D	B



■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】 解答 E

A～E 昭27.8.7基収3445号。1日の所定労働時間の一部のみにつき使用者の責めに帰すべき事由による休業（設問の場合は半日休業）がなされた場合は、使用者は、その日について、全体として平均賃金の100分の60（平均賃金の60%）までの金額を支払わなければならない。現実に就労した時間に対して支払われる賃金が平均賃金の60%に満たないときは、その差額を休業手当として支払わなければならない。つまり、『賃金 < 平均賃金の60%』である場合には、その差額（平均賃金の60% - 賃金）を休業手当として支払わなければならない。

設問の場合には、支払われた賃金が半日分の「5,000円」であり、平均賃金の60%が「4,200円（7,000円×60%）」となるため、『賃金 > 平均賃金の60%』となる。したがって、すでに平均賃金の60%を超える金額の賃金が支払われているため、使用者が休業手当として支払うべき金額は発生しない。

以上から、正しいものはEである。

【問2】 解答 E

ア × 法34条2項、40条1項、法別表第1第4号・5号、則31条。設問の事業のうち、倉庫における貨物の取扱いの事業（貨物取扱業）には、休憩の一斉付与の原則の規定が適用される。この規定が適用除外となる事業は、①運輸交通業（運送業）、②商業、③金融・広告業、④映画・演劇業、⑤郵便通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業、⑧非現業の官公署の事業の8事業である。設問の事業のうち、道路による貨物の運送の事業（運輸交通業（運送業））は①に含まれるが、貨物取扱業は適用除外となる8事業に含まれていない。

イ × 昭23.5.10基収1582号。一昼夜交替制勤務（1勤務16時間隔日勤務制がとられる場合等の勤務）においても、労働基準法上は労働時間の途中に「1時間」の休憩を与えれば適法とされる。

ウ ○ 昭23.10.30基発1575号。設問のとおり。

エ ○ コンメンタール上484頁参照。設問のとおり。休憩時間は、労働時間の「途中に」与えられるものであれば、その置かれる位置は問われない。

オ ○ 昭23.4.7基収1196号。設問のとおり。昼食休憩時間に来客当番として待機させた時間（いわゆる手待時間）は、「労働時間」であり、休憩時間には該当しない。

以上から、正しいものの組合せは、E（ウとエとオ）である。

【問3】 解答 A

A × 法63条、64条の2。「使用者に申し出た女性」とある部分が誤りであり、正しくは「使用者に申し出た『産後1年を経過しない』女性」である。

- B ○ 昭 26.4.2 婦発 113 号。設問のとおり。
- C ○ 昭 25.6.16 基収 1526 号。設問のとおり。
- D ○ 法 60 条 1 項、66 条 2 項。コンメンタール下 773 頁・841 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 法 61 条～63 条、コンメンタール下 777 頁・782 頁・804 頁参照。設問のとおり。

【問4】 解答 B

- A × 法 2 条、コンメンタール上 74 頁参照。労働基準法 2 条には、「使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならない」とは定められていない。同条は、労使対等の原則を明らかにしたのみであって、現実には労働組合があるかどうか、また、団体交渉で決定したかどうかは、同条の問うところではないと解されている。
- B ○ コンメンタール上 77 頁参照。設問のとおり。
- C × 昭 22.9.13 発基 17 号。物質的障害がない場合であっても、「監禁」に該当する。労働基準法 5 条の「監禁」とは、必ずしも物質的障害をもって手段とする必要はない。
- D × 昭 34.2.16 基収 8770 号。法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合は、当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員について、労働基準法 6 条違反が成立し、この者が処罰される。
- E × コンメンタール上 167 頁参照。労働基準法 10 条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものではない。同法 9 条にいう「労働者」であっても、その者が同時にある事項について権限と責任をもっていれば、その事項については、その者が「使用者」となる場合がある。

【問5】 解答 A

- A × 平 15 基発 1022001 号、コンメンタール上 235 頁参照。期間の定めのない労働契約となるのではなく、契約期間が 3 年（契約期間の上限が 5 年とされている労働契約については 5 年）の労働契約を締結したものと自動的に修正される。
- B ○ 昭 23.11.27 基収 3514 号。設問のとおり。
- C ○ 昭 23.10.15 基発 1510 号。設問のとおり。
- D ○ 平 11.3.31 基発 169 号。設問のとおり。
- E ○ 昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。

【問6】 解答 C

- A × 昭 63.3.14 基発 150 号。直接払の原則は、「労働者と無関係の第三者」ではなく、「労働者本人以外の者」に賃金を支払うことを禁止するものである。このため、「労働者の親権者その他法定代理人」に賃金を支払うことも直接払の原則に違反する。
- B × 則 6 条の 2 第 1 項・2 項。設問の要件だけでは足りない。「労働者の過半数を代表する者」に該当するためには、原則として、設問の要件のほかに、「法 41 条 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者（管理監督者）でないこと」という要件も満たさなければならない。なお、管理監督者のみがいる事業場にあつては、法 18 条 2 項（貯蓄金管理協定）、設問の法 24 条 1 項ただし書き（賃金全額払いの例外に係る労使協定）、法 39 条 4 項・6 項・9 項ただし書き（年次有給休暇に係る各労使協定）

及び法 90 条 1 項（就業規則に係る意見聴取）に規定する「労働者の過半数を代表する者」は、設問の要件のみを満たすことで足りるものとされている。

- C ○ コメントール上 368 頁参照。設問のとおり。
- D × 法 25 条、コメントール上 375 頁参照。「非常時払」による賃金の支払いについても、労働基準法 24 条 1 項（通貨払・直接払・全額払）の規定が適用される。
- E × 最判 昭 62.7.17 ノース・ウエスト航空事件。設問は、原審である東京高等裁判所の判決の内容であり誤り。その上告審である最高裁判所の判決においては、「本件ストライキは、もっぱら被上告人らの所属する労働組合が自らの主体的判断とその責任に基づいて行ったとみるべきであって、上告会社側に起因する事象ということとはできない。」として、一部営業所における本件ストライキの結果、使用者側が他営業所の労働者（労働組合所属のストライキ不参加労働者）に対して命じた休業は、「使用者側に起因する経営、管理上の障害によるものということとはできず、休業手当を請求することはできない。」と判示した。

【問7】 解答 C

- A ○ 平 30 基発 1228 第 15 号。設問のとおり。
- B ○ 平 30.9.7 厚労告 323 号（36 指針）。設問のとおり。
- C × 法 38 条 1 項、昭 23.5.14 基発 769 号、コメントール上 562 頁・564 頁参照。「休憩に関する規定」の適用については、労働時間は通算されない。労働時間の通算が必要となるのは「労働時間に関する規定」のみである。したがって、休憩、休日、年次有給休暇に関する規定については、労働時間に関する規定ではないため、その適用において、自らの事業場における労働時間及び他の使用者の事業場における労働時間は通算されない。
- D ○ 最判 昭 62.7.10 弘前電報電話局事件。設問のとおり。
- E ○ 平 29 基発 0120 第 3 号（労働時間適正把握ガイドライン）。設問のとおり。

【問8】 解答 E

- A ○ 令 12 条 1 項 1 号。特定機械等として掲げられている。
- B ○ 令 12 条 1 項 3 号。特定機械等として掲げられている。
- C ○ 令 12 条 1 項 4 号。特定機械等として掲げられている。
- D ○ 令 12 条 1 項 6 号。特定機械等として掲げられている。
- E × 参考：令 12 条。特定機械等として掲げられていない。設問の「機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械」は、特定機械等に該当しない。

【問9】 解答 D

- A ○ 特化則 38 条の 21 等。設問のとおり。
- B ○ 鉛則 1 条 5 号等。設問のとおり。
- C ○ 有機則 1 条 1 項 6 号等。設問のとおり。
- D × 高圧則 8 条等。潜水業務には、「酸素欠乏症等防止規則」ではなく、「高気圧作業安全衛生規則」の適用がある。

E ○ 安衛則 41 条等。設問のとおり。

【問 10】 解答 A

A ○ 法 66 条の 4。設問のとおり。

B × 則 43 条。「6 月」（6 ヶ月）ではなく、「3 月」（3 ヶ月）である。

C × 則 52 条 1 項。「常時 100 人以上」ではなく、「常時 50 人以上」である。

D × 則 51 条の 4、平 8.10.1 公示 1 号（健康診断結果措置指針）。異常の所見があると診断された労働者に係るものに限らない。事業者は、健康診断（定期健康診断など事業者に実施義務がある健康診断）を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なく、その結果を通知しなければならない。

E × 法 66 条 5 項。「その旨を明らかにする書面」ではなく、「他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定（労働安全衛生法の規定）による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面」である。



■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 E

- A ○ 平 23 基発 1226 第 1 号。設問のとおり。
- B ○ 平 23 基発 1226 第 1 号。設問のとおり。
- C ○ 平 23 基発 1226 第 1 号。設問のとおり。
- D ○ 平 23 基発 1226 第 1 号。設問のとおり。
- E × 平 23 基発 1226 第 1 号。設問の場合には、原則として、全体評価は「中又は弱」ではなく、「弱」となる。

【問2】 解答 C

A～E 則 14 条 2 項。同一の事由（業務上の災害）により障害が 2 つ以上残った場合であつて、1 つの障害を除いた他のすべての障害の障害等級が第 14 級に該当するときは、重い方の障害等級をもって全体の障害等級が決定される（併合）。

設問の場合には、「第 14 級」と「第 12 級」の障害が残っており、重い方の障害等級は「第 12 級」であるため、全体の障害等級は「第 12 級」に決定される。

以上から、正しいものはCである。

【問3】 解答 E

ア～オ 令 3 基発 0914 第 1 号。すべて対象疾病に含まれる。「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」においては、次表①～⑨の脳血管疾患及び虚血性心疾患等を対象疾病として取り扱うこととしており、設問のアからオの記述との対応関係は次のとおりである。

対象疾病		設問
脳血管疾患	① 脳内出血（脳出血）	
	② くも膜下出血	エ
	③ 脳梗塞	
	④ 高血圧性脳症	
虚血性心疾患等	⑤ 心筋梗塞	
	⑥ 狭心症	ア
	⑦ 心停止（心臓性突然死を含む。）	イ
	⑧ 重篤な心不全	ウ
	⑨ 大動脈解離	オ

以上から、対象疾病に含まれるものは五つであるため、正解はEである。

【問4】 解答 B

- ア ○ 法別表第 1、令 2 条。設問のとおり。
- イ × 法別表第 1。設問の者が新たに（異なる事由により）障害補償年金を受け取る場合

における支給額は、調整率を乗じない額となる。障害又は死亡に関する労災保険の保険給付と、他の社会保険の年金給付が「同一の事由」により支給される場合限り、労災保険の保険給付の支給額が調整（減額）される。

- ウ × 法別表第1。障害基礎年金と遺族補償年金の支給事由は異なるため、設問の者が受け取る遺族補償年金の支給額は、調整率を乗じない額となる（解説イを参照）。
 - エ ○ 法別表第1、令2条。設問のとおり。
 - オ × 法別表第1。遺族基礎年金と障害補償年金の支給事由は異なるため、設問の者が受け取る障害補償年金の支給額は、調整率を乗じない額となる（解説イを参照）。
- 以上から、正しいものは二つであるため、正解はBである。

【問5】 解答 D

- A × 法16条の2第1項1号、昭40法附則43条1項。受給資格者ではない。障害の状態にない夫が遺族補償年金の受給資格者となるためには、労働者の死亡の当時、年齢要件（55歳以上）を満たしていることが必要であるが、設問の夫（50歳）はこれを満たしていない。
- B × 法16条の2第1項4号、則15条、コンメンタール436頁参照。設問は、「障害基礎年金を受給していた子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとはいえない」とする記述が誤りである。遺族が労働者の収入によって消費生活の全部又は一部を営んでいた関係が認められる限り、当該遺族と労働者との間に「生計維持関係」があったものと認めて差し支えないとされている。したがって、設問の子は、生計維持関係が認められれば、受給資格者となる。
- C × 法16条の2第2項。労働者の死亡の当時、胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、その子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとみなされる。そのため、当該子は、出生したときから、遺族補償年金の受給資格者となる。
- D ○ 法16条の2第1項、昭41.10.22基発1108号。設問のとおり。
- E × 法16条の4第1項。設問のような規定はない。妻が遺族補償年金の受給権を失うのは、次のいずれかに該当するに至ったときである。
 - ①死亡したとき。
 - ②婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
 - ③直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

【問6】 解答 E

- A × 法38条1項。「都道府県労働局長」ではなく、「労働者災害補償保険審査官」である。
- B × 法38条2項。「1か月」ではなく、「3か月」である。
- C × 法40条。「再審査請求に対する労働保険審査会」ではなく、「審査請求に対する労働者災害補償保険審査官」である。

- D × 法 38 条 1 項、コンメンタール 709 頁参照。審査請求の対象とはならない。審査請求（不服申立て）の対象となる「保険給付に関する決定」とは、直接、受給権者の権利に法的効果を及ぼす処分をいい、決定の前提に過ぎない単なる要件事実の認定（傷病の治ゆ日等の認定）は当該決定ではない。したがって、設問の治ゆ認定は、審査請求の対象とはならない。
- E ○ 法 38 条 1 項、コンメンタール 713～714 頁参照。設問のとおり。

【問7】 解答 E

A～E 法 8 条 1 項・3 項、則 9 条の 2 の 2、令 2 基発 0821 第 2 号。給付基礎日額の算定期間は、原則として、算定事由発生日（①負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は②診断によって疾病の発生が確定した日）以前 3 カ月間である。そして、複数事業労働者の給付基礎日額は、当該複数事業労働者を使用するすべての事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として算定する。

設問の複数事業労働者遺族給付を行う場合において、その計算の基礎となる給付基礎日額の算定事由発生日は労働者 P が「脳血管疾患を発症した日（疾病の発生が確定した日）」であり、当該日以前 3 カ月間に勤務していたのは、「甲会社・乙会社・丁会社」である。したがって、複数事業労働者遺族給付を行う場合における給付基礎日額の算定にあたって基礎とする額は、甲会社・乙会社・丁会社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額となる。

以上から、正しいものは E である。

【問8】 解答 E

- A ○ 法 13 条、則 21 条 1 項、21 条の 2、則別表第 4。設問のとおり。設問の第 1 種特別加入保険料の額は、「12,000 円×365×1,000 分の 4」により、17,520 円となる。
- B ○ 法 13 条、則 21 条 2 項。設問のとおり。
- C ○ 法 14 条 1 項、則 22 条、23 条、則別表第 4・第 5。設問のとおり。第 2 種特別加入保険料率は最大で 1,000 分の 52 であるため、設問の第 2 種特別加入保険料の額は、「12,000 円×365×1,000 分の 52」により、最大で 227,760 円となる。つまり、227,760 円を超えることはない。
- D ○ 法 14 条 1 項、労災法 33 条 3 号、35 条 1 項、同則 46 条の 17 第 1 号。設問のとおり。
- E × 法 14 条の 2 第 1 項、則 23 条の 2、23 条の 3、則別表第 4。「39,420 円」ではなく、「13,140 円」となる。第 3 種特別加入保険料率は一律 1,000 分の 3 であるため、設問の第 3 種特別加入保険料の額は、「12,000 円×365×1,000 分の 3」により、13,140 円となる。

【問9】 解答 D

- A ○ 平 12.3.31 発労徴 31 号。設問のとおり。
- B ○ 則 62 条 3 項。設問のとおり。
- C ○ 平 12.3.31 発労徴 31 号。設問のとおり。

- D × 法 35 条 2 項、コンメンタール 574 頁参照。設問の労働保険事務組合は、政府に対して追徴金の納付責任を負う。
- E ○ 法 33 条 1 項、則 62 条 2 項、平 12.3.31 発労徴 31 号。設問のとおり。設問の事業主は、常時 300 人以下の労働者を使用する事業主に該当するものとされるため、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託することができる。

【問 10】 解答 C

- A ○ 法 9 条、コンメンタール 195 頁参照。設問のとおり。
- B ○ 則 10 条 1 項 1 号。設問のとおり。
- C × 則 6 条 2 項 2 号、10 条 1 項 2 号、則別表第 1。それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を同じくしている必要がある。
- D ○ コンメンタール 197 頁参照。設問のとおり。
- E ○ 則 10 条 2 項、コンメンタール 199 頁参照。設問のとおり。



■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

【問1】 解答 E

- A ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- B ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- C ○ 行政手引 20351。設問のとおり。
- D ○ 行政手引 20352。設問のとおり。
- E × 行政手引 20352。設問の者（外国人技能実習生）は、受入先の事業主と雇用関係にあると解されており、被保険者となる。

【問2】 解答 A

- A ○ 行政手引 51254。設問のとおり。
- B × 行政手引 51254。職業紹介機関に登録し、求人情報を閲覧しただけの場合は、求職活動実績には該当しない。これに対して、許可・届出のある民間職業紹介機関が行う職業相談、職業紹介等を受けた場合には、求職活動実績に該当する。
- C × 行政手引 51251。設問の場合に失業の認定をすることができるのは、前回の認定日から、「当該認定日の翌日」ではなく、「当該認定日」までの期間についてである。
- D × 行政手引 51254。求職活動実績については、失業認定申告書に記載された受給資格者の自己申告に基づいて判断することが原則であり、その確認にあたり、求職活動に利用した機関や応募先事業所の証明等（確認印等）は求めないこととされている。
- E × 行政手引 51255、51256。設問の場合は、通常、当該派遣就業に係る雇用契約期間は「就職」していた期間となるため、この期間につき失業の認定は行われない。

【問3】 解答 B

- A ○ 行政手引 50503。設問のとおり。
- B × 行政手引 50453。支払いの便宜上年3回以内にまとめて支払われる手当は、「3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当しない。したがって、設問の住宅手当は賃金日額の算定の基礎に含まれる。
- C ○ 則 29 条 2 項。設問のとおり。
- D ○ 則 28 条の 5。設問のとおり。
- E ○ 昭 50 労告 8 号。設問のとおり。

【問4】 解答 C

- A × 則 37 条、行政手引 52354。設問の者も、失業の認定を受ける。ただし、この者に係る失業の認定は、受講証明書を所定の認定日のつど提出させること（証明書による認定）により行われる。
- B × 法 24 条 1 項。設問の公共職業訓練等を受けるために待期している期間内の失業している日も、所定の要件を満たす限り、訓練延長給付の支給対象となる。
- C ○ 法 24 条 2 項、令 5 条 1 項。設問のとおり。
- D × 行政手引 52354。受講開始時に遡（さかのぼ）って訓練延長給付を返還する必要は

ない。設問の場合には、退所の日（最終在籍日）後の日については失業の認定が行われ、同日までの日については失業の認定が行われ、訓練延長給付を受給することができる。

- E × 法 15 条 3 項、24 条 1 項。設問の認定職業訓練を、訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等として指示することもできる。

【問5】 解答 C

- ア × 法 56 条の 3 第 1 項 2 号、則 82 条の 3 第 2 項 7 号。設問の場合には、就業促進手当（常用就職支度手当）を受給することができる。
- イ ○ 法 56 条の 3 第 1 項 1 号ロ・2 項、則 82 条の 2、82 条の 4。設問のとおり。
- ウ × 則 86 条。雇用期間が 1 年未満である場合には、移転費を受給することができない。
- エ ○ 法 56 条の 3 第 1 項 1 号イ・3 項 1 号、則 82 条の 2。設問のとおり。
- オ × 則 100 条の 2、100 条の 3。「100 分の 30」ではなく、「100 分の 20」である。
- 以上から、正しいものの組合せは、C（イとエ）である。

【問6】 解答 D

- A～E 法 61 条の 7 第 2 項・5 項、行政手引 59682。育児休業給付金の「支給単位期間」とは、育児休業をした期間を、当該育児休業を開始した日又は休業開始応当日から各翌月の休業開始応当日の前日（当該育児休業を終了した日の属する月にあっては、当該育児休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間（育児休業を分割取得した場合には、それぞれの育児休業を開始した日又は休業開始応当日から前記と同様に区分した場合における当該区分による一の期間）をいう。また、1 歳未満の子について取得した 3 回目以降の育児休業は、厚生労働省令で定める場合に該当するものを除き、育児休業給付金の支給対象となる育児休業に含まれない。

したがって、設問の場合の第 1 子に係る育児休業給付金の支給単位期間の合計月数は、①令和 6 年 2 月 4 日から同年 5 月 3 日までの「3 か月」及び②同年 6 月 10 日から同年 8 月 9 日までの「2 か月」を合わせた「5 か月」となる。

以上から、正しいものは、D である。

【問7】 解答 A

- A ○ 行政手引 58151。設問のとおり。
- B × 行政手引 58015。教育訓練給付金の支給申請は、やむを得ない理由がないときは、社会保険労務士により行うことができない。
- C × 則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項。特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請にあたり、職務経歴等記録書を添付しないことができる旨の規定はない。
- D × 則 101 条の 2 の 11 第 1 項。設問の支給申請書は、「一般教育訓練の修了予定日の 1 か月前までに」ではなく、「一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 か月以内に」、提出しなければならない。
- E × 則 101 条の 2 の 12 第 1 項。設問の受給資格確認票は、「当該専門実践教育訓練の受

講開始後遅滞なく」ではなく、「当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前までに」、提出しなければならない。

【問8】 解答 C

- A × 法19条4項、則1条3項、コンメンタール489頁参照。督促は行われない。設問の場合の督促は、所轄都道府県労働局歳入徴収官が決定した労働保険料（認定決定による確定保険料）又はその不足額を当該認定決定に係る納期限までに納付しないときに行われる。
- B × 法5条、19条1項、則1条3項。「同年12月10日まで」ではなく、「同年12月20日まで」である。保険年度の中途に保険関係が消滅した継続事業に係る確定保険料申告書の提出期限は、保険関係が消滅した日（事業を廃止した日の翌日）から50日以内である。
- C ○ 様式第6号、コンメンタール407頁参照。設問のとおり。
- D × 則27条1項。延納の申請を行うことができる。前保険年度から保険関係が継続している継続事業の事業主は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、概算保険料の額を問わず、当該概算保険料を延納することができる。
- E × 則28条1項。「24万円」ではなく、「20万円」である。設問の有期事業の事業主が延納する場合は、第1期は「令和4年5月1日から同年7月31日まで」となり、6期に分けて納付（延納）することができる。各期に納付すべき概算保険料の額は、「120万円÷6」により、「20万円」となる。

【問9】 解答 A

- A ○ 則60条2項、コンメンタール527頁参照。設問のとおり。
- B × 則42条1項。申請書の提出先は、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」ではなく、「所轄公共職業安定所長」である。
- C × 法23条3項、則44条、51条2項。設問の事業主は、あらかじめ、当該印紙保険料納付計器により表示することができる印紙保険料の額に相当する金額の総額を所轄都道府県労働局収入官吏に納付しなければならない。納付印を押した後に、所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付するのではない。
- D × 則43条2項。変更された日から「1年間」ではなく、「6ヵ月間」である。
- E × 法46条。設問の場合の罰則は、「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」である。認定決定した印紙保険料及び追徴金の額は、罰金とは別に納付しなければならない。また、法46条の罰則は、「印紙保険料の納付の規定に違反して雇用保険印紙を貼らず、又は消印しなかった場合」に適用され、納付しなかった印紙保険料の額は問わない。

【問10】 解答 E

- A × 法2条3項、則3条。設問の通貨以外のもので支払われる賃金の評価に関し必要な事項は、「厚生労働大臣」が定める。「所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長」ではない。

- B × 法3条、労災法3条2項。国の行う事業には労災保険が適用されないため、労災保険料は徴収されず、設問のような賃金総額の特例が適用されることもない。
- C × 参考：法12条4項・5項・7項等。雇用保険率については、設問のような規定はない。雇用保険率は、法律上固定された率（1,000分の15.5等）であり、一定の場合に、弾力的変更の規定により変更することができる。この雇用保険率の弾力的変更にあたっては、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとされている。なお、労災保険率については、設問のような規定（法12条2項）が存在し、設問の「雇用保険」とある部分をすべて「労災保険」とすると正しい内容となる。
- D × 法12条5項。1年間より短い期間で変更することができる。設問の雇用保険率の弾力的変更は、「1年以内の期間を定め」、行うことができる。
- E ○ 法31条1項・3項。設問のとおり。



■ 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 ■

【問1】 解答 C

- A ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」参照。設問のとおり。
- B ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」参照。設問のとおり。
- C × 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」参照。いわゆるコース別雇用管理制度が「あり」とする企業割合は、企業規模5,000人以上では57.4%であり、約8割を占めてはいない。
- D ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」参照。設問のとおり。
- E ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」参照。設問のとおり。

【問2】 解答 B

- A ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- B × 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」参照。支援内容として割合が最も高いのが「受講料などの金銭的援助」（78.0%）であり、これに次ぐのが「教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供」（41.7%）である。
- C ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- D ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- E ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」参照。設問のとおり。

【問3】 解答 A

- A ○ 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）」参照。設問のとおり。
- B × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）」参照。「有期雇用パートタイムを雇用している」と「無期雇用パートタイムを雇用している」の順序が逆である。割合が最も高いのが「無期雇用パートタイムを雇用している」（51.4%）であり、次いで「有期雇用パートタイムを雇用している」（27.1%）、「有期雇用フルタイムを雇用している」（23.2%）の順となっている。
- C × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）」参照。「有期雇用フルタイム」について、上位3つを占めているのは、「定年退職者の再雇用のため」（61.9%）のほか、「経験・知識・技能のある人を採用したいため」（31.4%）、「正社員の代替要員の確保のため」（25.2%）である。一方、「有期雇用パートタイム」について、「定年退職者の再雇用のため」（37.5%）は6割を超えていない。
- D × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）」参照。いずれの就業形態においても割合が最も高くなっているのは、「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」である。
- E × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）」参照。割合が最も高いのは「人事評価の結果」（67.7%）であり、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」（48.8%）、「（一定の）職務経

験年数」(41.1%)の順となっている。

【問4】 解答 E

- A ○ 最判 令 4.3.18 山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件。設問のとおり。
- B ○ 平 11 労告 141 号。設問のとおり。
- C ○ 育介法 21 条 1 項。設問のとおり。
- D ○ 平 24 職高発 1112 第 1 号「高年齢者雇用安定法 Q & A (高年齢者雇用確保措置関係)」。設問のとおり。
- E × 若者雇用促進法 15 条、厚生労働省資料。設問の認定の対象となるのは、常時雇用する労働者の数が、「300 人以上」ではなく、「300 人以下」の事業主に限られる。

【問5】 解答 D

- A × 社労士則 12 条の 10 第 1 号。依頼をしようとする者が請求しなかったときであっても、あらかじめ報酬の基準を明示する義務がある。
- B × 社労士法 19 条、同則 15 条。「1 年間」ではなく、「2 年間」保存しなければならない。
- C × 社労士法 25 条の 11 第 1 項、25 条の 12。社会保険労務士法人の設立にあたって、厚生労働大臣の認可を受ける必要はない。社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならない。また、社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- D ○ 社労士法 25 条の 18 第 2 項。設問のとおり。
- E × 社労士法 25 条の 22 の 6 第 1 項・2 項。設問後半の記述が誤りであり、検査役の選任の裁判に不服があっても、上級の裁判所に対して控訴をすることはできない。検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができないとされている。

【問6】 解答 C

- A × 確拠法 2 条 12 項。設問は、「個人型年金加入者又は個人型年金加入者であった者のみ」及び「個人型年金のみ」とある部分が誤りである。「個人別管理資産」とは、「企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者」に支給する給付に充てるべきものとして、「一の企業型年金又は個人型年金」において積み立てられている資産をいう。
- B × 確拠法 13 条 1 項・2 項。「20 日以内」ではなく、「10 日以内」である。
- C ○ 確拠法 34 条。設問のとおり。
- D × 確拠法 68 条 1 項。「年 2 回以上」ではなく、「年 1 回以上」である。
- E × 確拠法 70 条 1 項。「確定拠出年金運営管理機関」ではなく、「国民年金基金連合会」である。

【問7】 解答 D

- A ○ 船保法 11 条。設問のとおり。

- B ○ 船保法 24 条。設問のとおり。
- C ○ 船保法 73 条 2 項。設問のとおり。なお、設問にある「支給要件期間」とは、船員保険法 69 条 6 項に規定されている「被保険者の資格を喪失した日前 1 年間において 3 ヶ月以上又はその日前 3 年間に於いて 1 年以上」のことである。
- D × 船保法 95 条。「2 か月」ではなく、「3 か月」である。
- E ○ 船保法 114 条。設問のとおり。

【問8】 解答 D

- A × 介保法 3 条 1 項。「都道府県」は、介護保険を行わない（介護保険の保険者ではない。）。介護保険の保険者は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）である。
- B × 介保法 8 条 25 項、48 条 1 項 1 号。「介護専用型特定施設」ではなく、「介護老人保健施設」である。
- C × 介保法 27 条 8 項。要介護認定は、「その申請のあった日にさかのぼって」その効力を生ずる。「市町村が当該認定をした日から」その効力を生ずるのではない。
- D ○ 介保法 29 条 1 項。設問のとおり。
- E × 介保法 183 条 1 項。設問後半の記述が誤りであり、介護保険審査会の決定に不服があっても、社会保険審査会に再審査請求をすることはできない。介護保険の不服申立ては、介護保険審査会に対する一審制である。

【問9】 解答 E

- A ○ 社審法 1 条 1 項、2 条。設問のとおり。
- B ○ 社審法 10 条 1 項・3 項。設問のとおり。
- C ○ 社審法 15 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- D ○ 社審法 27 条、42 条。設問のとおり。
- E × 社審法 34 条 1 項・3 項。設問後半の再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

【問10】 解答 B

- A × 高確法 118 条 1 項。後期高齢者支援金等を徴収するのは、「都道府県」ではなく、「社会保険診療報酬支払基金」である。
- B ○ 高確法 9 条 1 項。設問のとおり。
- C × 高確法 48 条。後期高齢者医療広域連合を設けるのは、「都道府県」ではなく、「市町村」である。
- D × 高確法 104 条 1 項、105 条、107 条 1 項。「普通徴収」と「特別徴収」に関する記述が逆である。設問は、「普通徴収」とある部分を「特別徴収」とし、「特別徴収」とある部分を「普通徴収」とすると正しい内容となる。
- E × 高確法 86 条 1 項。葬祭費の支給及び葬祭の給付は、「後期高齢者医療広域連合」が、「条例」の定めるところにより行うものとされている。「都道府県」が、「高齢者医療確保法」の定めるところにより行うのではない。

■ 健康保険法 ■

【問1】 解答 A

- A ○ 法3条3項、昭18.4.5保発905号。設問のとおり。
- B × 法7条の39第1項・2項。厚生労働大臣による解任命令の対象は、「理事長及び当該違反に係る役員」ではなく、「当該違反に係る役員の全部又は一部」である。
- C × 法7条の9、7条の10第2項、7条の12第1項。理事長の職務を代理し、又はその職務を行うのは、「理事の互選により選ばれた者」ではなく、「理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者」である。
- D × 法22条の2。「その理由の如何を問わず」ではなく、「正当な理由がなく」である。
- E × 法63条2項1号。療養の給付に含まれない。設問の食事の提供である療養（食事療養）については、入院時食事療養費の対象となる。

【問2】 解答 B

- A ○ 令3保保発0430第2号・保国発0430第1号。設問のとおり。
- B × 法115条2項、令41条1項。食事療養標準負担額、生活療養標準負担額又は保険外併用療養費に係る自己負担分については、高額療養費の算定の対象とならない。
- C ○ 令4.9.5事務連絡。設問のとおり。
- D ○ 法144条1項・2項。設問のとおり。
- E ○ 法附則3条6項。設問のとおり。

【問3】 解答 D

- ア ○ 法43条の3第2項。設問のとおり。
 - イ × 法76条5項。「健康保険組合連合会」ではなく、「国民健康保険団体連合会」である。
 - ウ ○ 法165条1項・3項。設問のとおり。
 - エ ○ 令41条5項、42条5項2号。設問のとおり。設問の被保険者（71歳・市町村民税非課税者）は、70歳以上の者に係る高額療養費算定基準額における所得区分が「低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰ」に該当する。この者の外来療養に係る高額療養費算定基準額は「8,000円」であり、これを超える額が高額療養費として支給される。
 - オ ○ 法210条。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは四つであるため、正解はDである。

【問4】 解答 E

- A × 法85条3項。「社会保障審議会」ではなく、「中央社会保険医療協議会」である。
- B × 法108条5項、令37条、38条。設問の調整が行われる「傷病手当金の継続給付を受けている者」には、「傷病手当金を受けることができる日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者」を含まない。
- C × 令46条2項、令附則5条。設問後半にある各種納付金等の納付に要した費用に係る割合は、「12分の1」である。「12分の2」ではない。

- D × 法 172 条 1 号イ。設問の場合においては、保険料の納期前であっても、強制的に保険料を徴収することができる。「保険料の納期限が到来したときに初めて」ではない。
- E ○ 法 114 条、令 36 条、平 20 保保発 1217004 号。設問のとおり。産科医療補償制度に加入する病院等における在胎週数 22 週以降の出産の場合における家族出産育児一時金の金額は、1 児につき、50 万円である。双子等の分娩の場合は、一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給することとされているため、設問の場合は 100 万円 (=50 万円×2)が支給される。

【問5】 解答 C

- A ○ 昭 26.3.9 保文発 619 号。設問のとおり。
- B ○ 法 88 条 1 項・2 項、則 67 条、68 条。設問のとおり。
- C × 昭 48.10.17 保発 39 号・庁保発 20 号。法令上は、請求書に証拠書類を添付することを「特に義務づけていない」。
- D ○ 令 3.11.10 事務連絡。設問のとおり。
- E ○ 法 172 条 1 号ハ。設問のとおり。

【問6】 解答 C

- A × 昭 23.4.28 保発 623 号。設問の場合の家族埋葬料は、「兄弟の両方」ではなく、「弟だけ」に支給される。弟と同居する父に対して、その弟が兄と共に等分の扶養により生計を維持している場合には、その父は、弟である被保険者の被扶養者として取り扱われるためである。
- B × 則 65 条。「30 日以内」ではなく、「遅滞なく」である。
- C ○ 法 55 条 4 項。設問のとおり。
- D × 法 118 条。設問の場合であっても、被扶養者に係る保険給付は行われる（制限されない）。
- E × 法 89 条 4 項 7 号。「社会保険料又は地方税法に基づく税を一部でも」ではなく、「社会保険料のすべてを」引き続き滞納している者であるときである。

【問7】 解答 D

- A ○ 昭 56.2.25 保険発 10 号・庁保険発 2 号。設問のとおり。
- B ○ 令 24 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- C ○ 昭 24.6.6 保文発 1017 号。設問のとおり。
- D × 平 14 保保発 0424001 号・庁保険発 24 号。設問の場合には、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格は喪失させないこととして差し支えないこととされている。「前回の雇用契約を終了した日の翌日に被保険者資格を喪失する」のではない。
- E ○ 令 4.3.18 事務連絡。設問のとおり。

【問8】 解答 D

- A × 令 1 条 9 号、令 4 保保発 0909 第 1 号・年管管発 0909 第 4 号。外国法事務弁護士も

含まれる。

- B × 参考：法 32 条。設問のような規定はない。強制適用事業所が、従業員の減少等により強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、任意適用事業所となるための認可があったものとみなされる。
- C × 昭 25.4.14 保発 20 号。設問の場合、被保険者資格は喪失しない（継続する。）。
- D ○ 令 3 保保発 0329 第 1 号。設問のとおり。
- E × 令 4 保保発 0913 第 2 号・年管管発 1 号。育児休業等の終了時の届出は不要である。

【問9】 解答 A

- ア ○ 法 159 条の 3。設問のとおり。産前産後休業期間中に保険料が徴収されない期間は、その産前産後休業を開始した日の属する月（令和 4 年 12 月）からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月（令和 5 年 2 月）までである。
- イ ○ 法 159 条 1 項 1 号。設問のとおり。育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合に、保険料が徴収されない期間は、その育児休業等を開始した日の属する月（令和 5 年 1 月）からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月（令和 5 年 3 月）までである。
- ウ × 法 159 条 1 項 2 号。令和 5 年 1 月の保険料は、徴収される。育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、当該月における育児休業等の日数が 13 日（14 日未満）であるため、保険料は徴収される（保険料は免除されない。）。
- エ × 法 85 条 2 項。入院時食事療養費の額は、設問の額から食事療養標準負担額を控除した額である。
- オ × 法 63 条 2 項 1 号、85 条の 2 第 1 項。「入院時食事療養費」ではなく、「入院時生活療養費」を支給する。

以上から、正しいものの組合せは、A（アとイ）である。

【問 10】 解答 B

- A × 法 99 条 1 項。「4 日を経過した日から」ではなく、「3 日を経過した日から」である。
- B ○ 昭 2.3.11 保理 1085 号。設問のとおり。
- C × 法 193 条 1 項、昭 30.9.7 保発 199 号の 2。傷病手当金の時効の起算日は、労務不能であった日ごとにその「翌日」である。「当日」ではない。
- D × 法 104 条、昭 31.2.29 保文発 1590 号。傷病手当金の継続給付を受けることができない。退職時に疾病にかかっている場合、退職日（令和 5 年 3 月 31 日）に会社に出勤して労務に服していれば、「資格喪失後の傷病手当金の受給はできない」とされている。また、設問では、労務に服することができない状態となった日の翌日（令和 5 年 3 月 28 日）から退職日までの間、出勤しているため、3 日間の連続した待期が完成しておらず、この点からも傷病手当金の継続給付を受けることができない。
- E × 法 36 条 1 号、99 条 1 項。傷病手当金は、「死亡日の当日分まで」支給される。「死亡日の前日分まで」ではない。

■ 厚生年金保険法 ■

【問1】 解答 A

- A ○ 法 26 条 1 項・4 項。設問のとおり。
- B × 法 26 条 1 項。保険料額の計算に当たっては、実際の標準報酬月額が用いられる。
- C × 法 26 条 1 項。設問の場合には、本特例は適用されない。本特例が適用されるためには、3 歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月（設問の場合には、令和 5 年 5 月）又は当該月前 1 年以内（設問の場合には、令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月）に被保険者期間を有していなければならない。設問の者は、令和 4 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失しているため、上記の期間に被保険者期間を有していない。
- D × 法 26 条 3 項。第 2 子の養育に係る本特例が適用された場合の従前標準報酬月額は、「24 万円」ではなく、「30 万円」である。第 1 子の養育に係る本特例が適用されている間に第 2 子を出産し、産前産後休業を取得した場合において、第 2 子の養育に係る本特例が適用されるときは、第 1 子の従前標準報酬月額（設問の場合には、30 万円）が、第 2 子の従前標準報酬月額となる。
- E × 法 26 条 1 項 3 号。設問の場合の第 1 子の養育に係る本特例の適用期間は、「第 2 子を養育することとなった日の翌日の属する月の前月」までとなる。

【問2】 解答 A

- A × 則 23 条 4 項。「5 日以内に」ではなく、「速やかに」である。
- B ○ 則 6 条。設問のとおり。
- C ○ 法 98 条 3 項。設問のとおり。
- D ○ 則 38 条の 2。設問のとおり。
- E ○ 法 27 条、則 15 条 1 項。設問のとおり。

【問3】 解答 E

- A × 法 8 条。「全員の同意」ではなく、「4 分の 3 以上の同意」である。
- B × 法 66 条 2 項。妻に対する遺族厚生年金は支給が停止される。配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者等の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給が停止される。
- C × 法 9 条、12 条 1 号。設問後半の者も、被保険者となる。臨時に使用される者であって、日々雇い入れられるものであっても、船舶所有者に使用される船員は、被保険者となる。
- D × 法 46 条 6 項、令 3 条の 7。配偶者が繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときであっても、当該配偶者に係る加給年金額の支給は停止されない。
- E ○ 法 27 条、則 10 条の 4。「70 歳以上の使用される者」とは、被保険者であった 70 歳以上の者のうち、適用事業所に使用される者であって、かつ、適用除外事由に該当しないものをいう。設問の者は、適用除外事由に該当するため、「70 歳以上の使用される者」には該当しない。

【問4】 解答 D

- ア ○ 法 19 条 1 項。設問のとおり。
 - イ ○ 法 46 条 1 項。設問のとおり。
 - ウ × 令 4 条 2 項。「当該被保険者の保険料の額に乗じて」ではなく、「当該被保険者の保険料の半額に乗じて」である。
 - エ ○ 法 65 条。設問のとおり。
 - オ ○ 昭 60 法附則 73 条 1 項。設問のとおり。
- 以上から、正しいものは四つであるため、正解はDである。

【問5】 解答 B

- A ○ 法 63 条、昭 26.4.19 保文発 1170 号。設問のとおり。
- B × 法 66 条 1 項。甲が障害厚生年金の受給を選択しても、甲の子に遺族厚生年金は支給されない（子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。）。配偶者（設問の場合には、甲）と子が遺族厚生年金の受給権を有する場合において、子に対する遺族厚生年金の支給停止が解除されるのは、配偶者に対する遺族厚生年金が、次の①～③のいずれかにより支給を停止されている間である。設問の場合は、甲が障害厚生年金の受給を選択することにより、遺族厚生年金（及び遺族基礎年金）の支給が停止されるが、これは①～③のいずれにも該当しない。
 - ①（夫が）60 歳未満であること。
 - ②子のみが遺族基礎年金の受給権を有すること。
 - ③所在不明であること。
- C ○ 法 59 条の 2。設問のとおり。
- D ○ 法 64 条、66 条 1 項、67 条 1 項。設問のとおり。
- E ○ 平 23 年発 0323 第 1 号。設問のとおり。

【問6】 解答 A

- A ○ 法附則 8 条の 2 第 1 項。設問のとおり。第 2 号厚生年金被保険者期間のみを有する女性であって、昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれのものの特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の支給開始年齢は、64 歳である。
- B × 法附則 8 条 1 号、17 条の 10。特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件となる被保険者期間（1 年以上）には、離婚時みなし被保険者期間を含めることはできない。
- C × 法附則 11 条の 6 第 1 項・8 項。後半が誤りである。在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金の「一部」が支給停止されている場合は、高年齢雇用継続給付との併給調整が行われる。
- D × 参考：法 44 条の 3 第 1 項。特別支給の老齢厚生年金については、支給繰下げの申出をすることができない。
- E × 法附則 9 条の 2 第 1 項。障害等級（3 級以上）に該当する程度の障害の状態にあればよく、障害等級 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態に限定されない。

【問7】 解答 C

- A × 法 44 条 2 項。第 3 子以降は、配偶者の加給年金額の 3 分の 2 の額ではない。子の加給年金額（1 人あたりの額）は、配偶者及び第 2 子までは「224,700 円×改定率」による額、第 3 子以降は「74,900 円×改定率」による額であり、第 3 子以降の額は、配偶者の加給年金額の約 3 分の 1 である。
- B × 昭 60 法附則 60 条 2 項。生年月日が遅いほど特別加算額が多くなる。少なくなるのではない。
- C ○ 法 52 条の 2 第 1 項、国年法 31 条 1 項。設問のとおり。設問の場合、障害基礎年金の併合認定が行われ、新たに障害等級 1 級の障害基礎年金の受給権が発生する。同時に、併合した障害の程度（障害等級 1 級）に応じて、障害厚生年金の額が改定される。
- D × 法 48 条。設問の場合、法 48 条（いわゆる併合認定）の規定は適用されない。
- E × 法 50 条 3 項、57 条。「障害基礎年金 2 級の額」に 2 を乗じて得た額ではなく、「障害基礎年金 2 級の額に 4 分の 3 を乗じて得た額」に 2 を乗じて得た額である。

【問 8】 解答 D

- A × 平 24 法附則 17 条 12 項。「労働者の総数」ではなく、「特定労働者の総数」である。
- B × 法 20 条 2 項。「毎年 12 月 31 日」ではなく、「毎年 3 月 31 日」である。また、「行わなければならない」ではなく、「行うことができる」である。
- C × 法 2 条の 4 第 1 項、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019（令和元）年財政検証結果—」参照。「遅くとも令和 7 年 12 月末までには」とする記述が誤りである。財政の現況及び見通しは、少なくとも 5 年ごとに、作成しなければならない。令和元年の 5 年後は、令和 6 年である。
- D ○ 平 16 法附則 2 条 1 項。設問のとおり。
- E × 法 11 条。事業主の同意を得る必要はない。

【問 9】 解答 D

- A × 昭 60 法附則 59 条 2 項。経過的加算の額は同じである。
- B × 法 44 条の 3 第 4 項。「受給権を取得した日の属する月まで」ではなく、「受給権を取得した日の属する月の前月まで」である。
- C × 法 44 条の 3 第 4 項・5 項。繰下げ加算額は加算される。設問の場合は、裁定請求をした日の 5 年前の日（67 歳のとき）に支給繰下げの申出があったものとみなされるためである。
- D ○ 法 43 条 2 項。設問のとおり。
- E × 法 43 条 3 項。「被保険者の資格を喪失した月以前」ではなく、「被保険者の資格を喪失した月前」である。

【問 10】 解答 B

- ア × 法 50 条 3 項。「2 分の 1」ではなく、「4 分の 3」である。
- イ ○ 法 53 条 2 号。設問のとおり。65 歳に達した時点では障害等級 3 級に該当する程度の障害の状態でなくなってから 3 年を経過していないため、その時点では障害厚生

年金の受給権は消滅しない。

ウ × 法 59 条 1 項 1 号、65 条の 2。遺族基礎年金の受給権を有するときは、55 歳から（60 歳未満で）遺族厚生年金を受給することができる。つまり、この場合は、夫に対する遺族厚生年金の支給は停止されない。

エ ○ 法 58 条 1 項。設問のとおり。

オ ○ 法 63 条 1 項 5 号ロ。設問のとおり。

以上から、誤っているものの組合せは、B（アとウ）である。



■ 国民年金法 ■

【問1】 解答 D

- A × 法 94 条 1 項。老齢基礎年金の受給権者は、当該老齢基礎年金を請求していない場合であっても、保険料を追納することはできない。
- B × 法 43 条。設問前半の「第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者としての被保険者期間」とある部分が誤りである。付加年金は、「付加保険料に係る保険料納付済期間」を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、支給される。なお、第 3 号被保険者としての被保険者期間については、付加保険料を納付することができない（付加年金の対象とならない）ため、この点からも誤りと判断することができる。
- C × 法 92 条の 2。設問の承認は、その納付が確実と認められ、「かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるとき」に限り、行うことができる。
- D ○ 法 30 条の 4 第 1 項。設問のとおり。
- E × 法 50 条。寡婦年金の額には、設問後半にあるような付加保険料納付済期間に応じた加算はない。また、設問前半の「死亡した夫の老齢基礎年金」は、正確には、「死亡した夫の第 1 号被保険者としての被保険者期間に基づく老齢基礎年金」である。

【問2】 解答 C

- A ○ 法 89 条 1 項。設問のとおり。
- B ○ 法 46 条。設問のとおり。
- C × 法 52 条の 3 第 1 項。乙は、死亡一時金の支給を受けることができる遺族となる。死亡一時金の支給を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。生計を維持していた必要はない。
- D ○ 法 49 条 1 項。設問のとおり。寡婦年金が支給されるためには、死亡した夫について、「第 1 号被保険者」としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上であることが必要である。設問の夫は、この要件を満たしていない。
- E ○ 法 104 条。設問のとおり。

【問3】 解答 C

- A × 法 69 条。設問の障害を支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。
- B × 法 90 条の 3、平 16 法附則 19 条、平 26 法附則 14 条。保険料の納付猶予制度は、国民年金法本則ではなく、改正法附則（平成 16 年改正法附則及び平成 26 年改正法附則）に規定されている。
- C ○ 平 6 法附則 11 条 6 項 4 号。設問のとおり。
- D × 法 7 条 1 項 2 号、法附則 3 条。第 2 号被保険者になる。厚生年金保険の被保険者は、65 歳以上で老齢給付等の受給権を有する場合に、第 2 号被保険者から除かれる。
- E × 法 24 条。設問は後半部分が誤りである。まず、担保に供することができる旨の例外は一切ない。また、遺族基礎年金を受ける権利については、国税滞納処分（その例

による処分を含む。以下同じ。)により差し押さえることはできない。差押え禁止の例外として、国税滞納処分により差し押さえることができるのは、老齢基礎年金、付加年金又は脱退一時金を受ける権利である。

【問4】 解答 A

- A × 法 11 条 2 項。設問は後半部分が誤りである。その月に更に被保険者の資格を取得したときは、後の資格についての 1 ヶ月として被保険者期間に算入する。
- B ○ 則 65 条 3 項。設問のとおり。
- C ○ 法 111 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- D ○ 法附則 9 条の 2 の 3。設問のとおり。
- E ○ 法 26 条。設問のとおり。

【問5】 解答 B

- A × 法 5 条 6 項。「保険料納付済期間」ではなく、「保険料 4 分の 1 免除期間」となる。
- B ○ 平 30 年管管発 1206 第 1 号。設問のとおり。
- C × 昭 60 法附則 8 条 4 項。「保険料納付済期間」と「合算対象期間」の記述が逆である。設問の期間は、保険料納付済期間に算入されず、合算対象期間に算入される。
- D × 法 11 条の 2、94 条の 6。設問のように第 2 号被保険者としての保険料を徴収したものとみなす旨の規定はない。第 2 号被保険者としての被保険者期間については、国民年金の保険料は徴収されない。なお、設問の 4 月について第 2 号被保険者であった月とみなす旨の記述は、正しい。この場合に納付した 4 月分の保険料は、還付される。
- E × 法 36 条の 2 第 1 項 2 号・3 号、則 34 条の 4、平 17 保発 0329003 号・庁保発 0329003 号。未決拘留中の者については、20 歳前傷病による障害基礎年金の支給は停止されない。

【問6】 解答 C

- A ○ 法 36 条の 4 第 1 項。設問のとおり。
- B ○ 則 25 条 3 項。設問のとおり。
- C × 参考：法 28 条。老齢基礎年金の支給繰下げの申出は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出と同時に行う必要はない。
- D ○ 平 27 年管管発 0930 第 6 号。設問のとおり。
- E ○ 法 39 条 3 項 3 号、40 条 1 項 3 号・2 項。子の有する遺族基礎年金の受給権は、子が「直系血族又は直系姻族の養子」となっても消滅しない。また、設問の「直系血族又は直系姻族」が「配偶者以外の者」である場合は、「すべての子が減額改定事由のいずれかに該当」したこととなるため、配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は消滅する。なお、設問は、「直系血族又は直系姻族」が「配偶者」である場合（子が配偶者の実子でない場合）も考えられ、この場合は、減額改定事由には該当せず、配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は消滅しない。このため、この選択肢を正しいとするにはやや疑問が残る。しかしながら、選択肢 C が確実に誤りであるため、

この問題の正解はCであると判断した。

【問7】 解答 A

- A ○ 法 92 条の 5 第 1 項、則 72 条の 7。設問のとおり。
- B × 昭 61.3.31 庁保発 15 号。設問に掲げる状態は、「1 級」ではなく、「2 級」の障害の程度を示したものである。1 級の障害の程度は、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態又は行ってはいけない状態、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる状態であり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られる状態であるとされている。
- C × 法 37 条の 2 第 2 項。設問の子の遺族基礎年金の受給権は、「出生した日」に発生する。被保険者等の死亡当時にさかのぼって発生するのではない。被保険者等の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、「将来に向かって」、その子は、被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなされるからである。
- D × 法 21 条の 2。設問の場合は、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払いによる返還金債権の金額に「充当」することができる。設問のように、「内払」とみなすことができるのではない。
- E × 法附則 5 条 1 項 3 号。「70 歳未満」ではなく、「65 歳未満」である。なお、日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない「65 歳以上 70 歳未満」のものは、昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた者であり、かつ、老齢給付等の受給権を有しない者である場合に限り、厚生労働大臣に申し出て、(特例による)任意加入被保険者となることができる。

【問8】 解答 C

- A × 法 27 条の 4 第 1 項、27 条の 5 第 1 項、改定率令 1 条、厚生労働省「令和 5 年度の年金額改定について」参照。マクロ経済スライドによる調整は行われた。設問のこれ以外の記述は正しい。満額が異なることになっても、マクロ経済スライドによる調整(改定率の改定基準となる率の計算において、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に、それぞれ調整率及び前年度の特別調整率を乗じる調整)は行われる。
- B × 法 87 条 3 項。設問は「16,900 円」とある部分が誤りである。令和 5 年度の実際の国民年金保険料の月額は、「17,000 円」を基本額(平成 16 年度水準の額)として、平成 16 年度からの名目賃金の変動に応じて改定された額である。なお、この基本額は、平成 29 年度に一旦上げが完了して 16,900 円となった後、令和元年度に産前産後期間の保険料免除の新設に伴い 17,000 円に引き上げられたものである。
- C ○ 法 94 条 1 項ただし書き。設問のとおり。
- D × 法附則 9 条 1 項、昭 60 法附則 8 条 5 項 1 号、平元法附則 1 条 1 項 4 号、4 条 1 項。「平成 4 年」ではなく、「平成 3 年」3 月 31 日までの間である。
- E × 法 27 条、平 16 法附則 10 条。国庫負担割合が 2 分の 1 へ引き上げられたのは、「平成 15 年」ではなく、「平成 21 年」4 月 1 日以降である。また、年金額の反映割合が免除の種類に応じて異なっているのは、国庫負担割合が引き上げられたからではな

く、免除の割合に応じて年金額を減額することとしているからである。つまり、国庫負担割合が引き上げられる前から、年金額の反映割合は免除の種類に応じて異なっている。

【問9】 解答 D

- A × 法43条、法附則9条の2第6項。付加年金についても、繰上げ支給の対象となる。老齢基礎年金の支給繰上げの請求があったときは、付加年金は、老齢基礎年金と同時に繰り上げて支給され、老齢基礎年金と同じ減額率で減額される。
- B × 昭60法附則14条2項。設問の場合は、夫の厚生年金保険の被保険者期間が初めて240月以上となったときから、妻は振替加算を受給できるようになる。65歳時にさかのぼって振替加算を受給することはできない。
- C × 法附則5条10項。任意加入をする期間について、保険料の免除を受けることはできない。任意加入被保険者については、保険料の免除制度はすべて適用されない。
- D ○ 法18条の2。設問のとおり。
- E × 法127条3項3号。「該当するに至った日の翌日」ではなく、「当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日」に、加入員の資格を喪失する。

【問10】 解答 C

- ア × 法36条の3第1項。「3分の1」ではなく、「2分の1（子の加算額が加算された障害基礎年金にあっては、子の加算額を控除した額の2分の1）」である。これ以外の記述は正しい。
- イ ○ 法34条3項。設問のとおり。
- ウ × 法20条1項、法附則9条の2の4。設問後半の障害基礎年金と遺族厚生年金も併給される。
- エ ○ 参考：法40条。設問のとおり。遺族基礎年金は、受給権者が国民年金の第2号被保険者となったことを理由として、失権することはない。
- オ × 法18条1項・3項、19条1項、29条等。「同年5月分と6月分」ではなく、「同年6月分」の年金を未支給年金として請求することができる。設問の老齢基礎年金の支給期間は、死亡日の属する月である令和5年6月までである。また、死亡日前の直近の年金の支払期月は同年6月であり、その支払日（6月15日）においては、その前月までの分である同年4月分と5月分の年金が支払われている。このため、死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給されていないのは、同年6月分の年金であり、これを未支給年金として請求することができることとなる。

以上から、正しいものの組合せは、C（イとエ）である。

